

関与団体の適正化方針

(平成26年3月24日決定)

(平成26年9月9日一部改正)

(平成28年6月15日一部改正)

第1 趣 旨

この方針は、道がこれまでに取り組んできた関与団体の徹底した見直しに加え、近年の公益法人制度改革や地方公共団体財政健全化法の施行など関与団体を取り巻く環境の変化を踏まえ、団体のより一層の適正で健全な運営と自立化を推進するために、道として必要な指導方針や道が取り組むべき事項を定めたものである。

第2 用語の定義

この方針における用語の定義は、次のとおりとする。

1 関与団体

関与団体とは、次のいずれかに該当する団体をいう。

- (1) 道が資本金等（基本財産又はこれに類するもの（道が出えんする基金や積立金等を含む。）又は資本金をいう。）に出資又は出えんしている団体
- (2) 道の補助金等（補助金、負担金（指定管理業務に係る負担金を除く。）、交付金及び委託料（競争性のない随意契約による委託契約に係るものに限る。）をいう。）の総額が団体の当期支出の2分の1以上の団体
- (3) 道職員を派遣している団体

2 公益法人等

公益法人等とは、次の各号に掲げる団体である関与団体を総称していう。

(1) 公益法人

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」又は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に基づき行政庁の認定を受けた公益社団法人及び公益財団法人をいう。

(2) 一般法人

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の規定に基づく一般社団法人及び一般財団法人をいう。

(3) その他法人

前各号及び株式会社を除く、法律の規定に基づき設立された法人及び人格のない社団をいう。

3 関与団体を所管する部長

関与団体を所管する部長とは、関与団体として取り扱われる事由を決定した部長をいう。

第3 関与団体を所管する部長の責務

関与団体を所管する部長は、団体の自主性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿ってその業務が適正かつ健全に運営され、団体の自立化が図られるよう、適切な指導等を行うものとする。

第4 総務部長の責務

総務部長は、関与団体に対する指導等が統一的かつ円滑に行われるよう、指導等に係る事項の総合調整を行うものとする。

第5 適正化に向けた取組み

関与団体を所管する部長は、法令や第三セクター等の経営健全化等に関する指針（平成26年8月5日付け総財公第102号総務省自治財政局長通知）等の内容を踏まえ、関与団体の適正で健全な運営や自立化を着実に推進するため、次のとおり点検、現地調査等を行うこととする。

なお、関与団体である株式会社への対応が必要な場合は、道は株主として権利を行使することによって行うことを基本とする。

1 点検

毎年度、次の視点で運営状況等に関する点検を実施するものとする。

(1) 適正運営に関する視点

- ア 最高決定機関及び理事会の適正な運営
- イ 内部統制機能の充実・強化
- ウ 会計処理の適正化
- エ 情報公開の充実
- オ 財産に関する安全な管理運用の徹底
- カ 政治活動に関する寄附の制限等

なお、株式会社については、(1)の視点の対象外とする。

(2) 健全経営に関する視点

- ア 安全で健全な経営
- イ 効率的な経営
- ウ 計画的な経営

(3) 自立化に関する視点

- ア 団体を取り巻く環境
- イ 補助金等の縮減
- ウ 職員派遣の最小限化
- エ 公益法人等に係る出えん金等の返戻
- オ 株式会社に係る株式の売却等
- カ 道の施策推進のための意見交換等

2 現地調査

3年に一度、関与団体である公益法人等のうち道と特に関係の深い団体を対象として、次の視点により現地調査を実施するものとする。

(1) 1に規定する点検結果の確認

(2) 道の施策及び団体の自立化を推進するための意見交換等の実施

3 点検等の結果に基づく対応

(1) 結果等の報告

1の点検及び2の現地調査を実施した場合は、その結果を速やかに総務部長に報告するものとする。

(2) 指導等の対応

1の点検及び2の現地調査の結果、必要な場合には指導等を行うとともに、団体が指導等を受けた事項を遵守しない場合には、必要に応じて法人名の公表などの措置を検討するものとする。

(3) 結果等の公表

総務部長は、関与団体を所管する部長から(1)の規定に基づき点検及び現地調査の結果についての報告を受けたときは、その結果をとりまとめた上で道のホームページに公表するものとする。

(4) 政策評価意見等への反映

ア 関与団体を所管する部長は、1の点検及び2の現地調査の結果を踏まえ、必要に応じて政策評価意見等へ反映させるものとする。

イ 総務部長は、関与団体を所管する部長から(1)の規定に基づき点検及び現地調査の結果についての報告を受けたときは、必要に応じてその結果を政策評価意見等へ反映させるものとする。

(5) 経営検討委員会の設置

道が主導的に設立した関与団体のうち、経営状況が著しく悪化若しくはそのおそれがある団体については、必要に応じて経営検討委員会を設置するなどして、その存廃も含めた見直しの検討を行うものとする。

4 点検等に当たっての留意事項

(1) 関係部局間の連携

1の点検及び2の現地調査は、補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等のほか、関与団体に対する法令に基づく検査、調査と相互に情報を共有するなど関係部局が連携を図りながら実施するものとする。

(2) 予算執行調査等の活用

関与団体のうち、道が主導的に設立した団体については、第三セクター等の経営健全化等に関する指針を踏まえ、必要に応じ地方自治法第221条に基づく予算執行調査、同法第199条に基づく監査委員による監査、及び同法第252条の37に基づく外部監査などを活用して経営状況の把握等に努めるものとする。

第6 新規団体の抑制

新たな関与団体の設立は、原則、行わないこととする。

なお、行政目的を達成するために団体を活用する必要がある場合は、道と民間等の役割分担、限られた財政資金の有効活用の観点から、事業分野が類似又は共通する既存の関与団体の活用を検討するものとする。

第7 雑 則

1 この方針の実施に関して必要な事項は、別に定める。

2 今後、新たな課題に対応するため必要がある場合には、関与団体の見直し等に関する計画を別途策定することとし、この方針の内容についても必要に応じて見直しを行うものとする。

第8 実施時期

この方針は、平成26年4月1日から実施する。

この方針は、平成26年9月9日から実施する。

この方針は、平成28年6月15日から実施する。